

中東情勢の変化による建設資材の 流通状況を踏まえた設計変更に係る運用

令和8年7月

横 浜 市

第1章 総論

1-1 目的

本運用は、中東情勢の変化に伴い、ナフサを由来とする建設資材について供給の偏りや流通の目詰まりが生じていることを踏まえ、本市発注工事において、代替資材の調達、流通経路の見直し等による経費が別途必要となる場合の設計変更の取扱いを定めるものである。

1-2 対象工事

令和8年7月31日時点で、完了していない工事及び令和9年3月31日までに契約する工事

1-3 対象資材

対象資材は、中東情勢の影響により供給の偏りや流通の目詰まりが発生している「ナフサを由来とする建設資材」とする。

対象資材としては、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材が想定され、一般財団法人経済調査会や一般財団法人経済物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とする。対象資材について請負人から協議があった場合は、次の事項を確認の上、対象の可否を判断するものとする。

1-4 別途調達経費

別途調達経費とは、対象資材の調達に際し、中東情勢の影響により通常時と異なる調達を行った結果として必要となる経費をいう。必要となる場合は、以下の場合を想定している。

- ①調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

第2章 手続き

2-1 発注時の取扱い

- (1) 特記仕様書を添付する。（想定される対象資材がある場合は記載）。
- (2) 特記仕様書に対象資材が明示されていない場合であっても、契約後に請負人からの協議に基づき対象資材を追加設定することができる。

2-2 特記仕様書が適用されていない工事の取扱い

- (1) 監督員から請負人に対し、工事打合せ簿（指示）により特記仕様書を適用し、本運用の対象とする旨を通知する。
- (2) 特記仕様書に対象資材が明示されていない場合であっても、契約後に請負人からの協議に基づき対象資材を追加設定することができる。
- (3) 通知前に既に調達した対象資材についても、中東情勢の影響として整理できる場合は、本運用の対象とすることができる。ただし、既に出来高部分払いを行った部分に該当する場合は対象外とする。

2-3 事前協議（様式1）

- (1) 請負人は、対象資材について別途調達経費が必要となる場合、原則として購入前に「対象資材に関する協議書」（様式1）を監督員に提出し、協議する。
- (2) 迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することを可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議する。
- (3) 協議に当たっては、次の事項について確認する。
 - ① 別途調達経費が必要となる理由（ケース①～③のいずれに該当するか）
 - ② 対象資材の仕様・規格、対象数量、購入時期、調達予定価格等
 - ③ 添付書類（見積書、カタログ（代替資材を調達する場合※））

※代替資材を調達する場合、請負人は代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて提出する。

2-4 実施報告（様式2）

- (1) 請負人は、対象資材の購入後、「対象資材に関する実施報告書」（様式2）に、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付して、監督員に提出する。

第3章 積算方法

3-1 土木工事の積算

(1) 設計変更時期

設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

(2) 対象数量

- ・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を変更対象の数量とする。
- ・換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

(3) 積算方法

- ・設計変更に用いる価格は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。
- ・別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。
- ・材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。
- ・土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、対象資材の当初積算時点での積算価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。
- ・本運用に基づく設計変更内容は、工事請負契約約款第26条（スライド条項）の対象外とする。

3-2 営繕工事の積算

(1) 対象数量

予定価格内訳書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。

(2) 積算方法

- ・請負人から提出された証明書類に記載された購入単価を使用する。
- ・実際の購入単価が一般的な実勢単価と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- ・妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている単価を使用することができる。
- ・請負人から提出された証明書類に記載された材料単価と設計変更前の官積の材料単価の差額に（1）の対象数量を乗じ、さらに材料費に連動する専門工事業者等の諸経費を加算して求める。
- ・設計変更前の官積の材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用し、求める。
- ・材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の価格の場合は、材料費以外の価格の変更が含まれていない証明書類の提出を請負人に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。

- ・ 妥当性が確認された別途調達経費について契約変更の対象とする。請負人の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- ・ 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。
- ・ 請負人より疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

3-3 工 期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

第 4 章 協議手続き方法

本運用に係る一連の手続き方法は次のとおりとする。

①	発注時	発注者：特記仕様書を添付する。（想定される対象資材がある場合は記載）（新規契約）又は工事打合せ簿により通知（既契約）
②	事前協議	請負人：様式 1（対象資材に関する協議書）を提出 発注者：別途調達経費の理由（中東情勢の影響の確認）を確認
③	調達実施	請負人：協議結果に基づき対象資材を調達（証明書類を保管）
④	実施報告	請負人：様式 2（対象資材に関する実施報告書）を提出
⑤	設計変更	発注者：設計変更

横浜市長

住所

(請負人) 会社名

氏名

対象資材に関する協議書

工事名

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期	調達予定価格	中東情勢の影響	添付書類番号
②	例：塗料用シンナー	〇〇	5,000L	2026年10月	10,000,000円	有	1

- (注)
1. 種別は、①から③を記入する。
- ① 対象資材の代替資材を調達する場合
 - ② 対象資材の流通経路を見直して調達する場合
 - ③ 対象資材を調達する場合（ただし別途調達経費を含む）
2. 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて監督員に提出する。
3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。

横浜市長

住所

(請負人) 会社名

氏名

対象資材に関する実施報告書

工事名

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期	購入価格	証明書類	証明書類番号
②	例：塗料用シンナー	〇〇	5,000L	2026年10月	10,000,000円	有	1

- (注)
1. 種別は、①から③を記入する。
- ① 対象資材の代替資材を調達した場合
 - ② 対象資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 対象資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
2. 証明書類は、購入時期、購入数量及び購入価格が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。
3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る特記仕様書

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「対象資材」という。）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」という。）について、設計変更を行う工事である。
2. 対象資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表－1 対象資材

資材名	仕様・規格
塗 料	・・・
防 水 材	・・・
断 熱 材	押出法ポリスチレンフォーム
硬質ポリ塩化ビニル管	・・・
構造用合板	・・・

3. 請負人は、対象資材について別途調達経費が必要となる場合には、「対象資材に関する協議書（様式1）」により事前に監督員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等で協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 対象資材の代替資材を調達した場合
- ② 対象資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 対象資材を調達した場合（ただし、別途調達経費を含む）。例えば、設計図書の資材を通常時とは異なる購入先に変更して調達した場合など

4. 請負人は、「対象資材に関する実施報告書（様式2）」により別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

5. 詳細は、ホームページ記載の「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る運用」（令和8年7月）によるものとする。（アドレス記載予定）

6. 本運用による設計変更は、令和9年3月31日までに「対象資材に関する実施報告書（様式2）」を提出した対象資材までを対象とする。

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る特記仕様書

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「対象資材」という。）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」という。）について、設計変更を行う工事である。
2. 対象資材は表－1とする。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

表－1 対象資材

資材名	仕様・規格
塗 料	・・・
防 水 材	・・・
断 熱 材	押出法ポリスチレンフォーム
硬質ポリ塩化ビニル管	・・・
構造用合板	・・・

3. 請負人は、対象資材について別途調達経費が必要となる場合には、「対象資材に関する協議書（様式1）」により事前に監督員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等で協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 対象資材の代替資材を調達した場合
- ② 対象資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 対象資材を調達した場合（ただし、別途調達経費を含む）。例えば、設計図書の資材を通常時とは異なる購入先に変更して調達した場合など

4. 設計変更に際し、請負人は、「対象資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等の資料を監督員に提出する。

5. 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。請負人の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

6. 本運用に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。
7. 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
8. 詳細は、ホームページ記載の「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る運用」（令和 8 年 7 月）によるものとする。（アドレス記載予定）
9. 本運用による設計変更は、令和 9 年 3 月 31 日までに「対象資材に関する実施報告書（様式 2）」を提出した対象資材までを対象とする。